

令和7年 3月 18日

介護保険事業者 御中

日野市 健康福祉部
介護保険課 介護給付係

軽度者申請の運用変更に伴う移行期間中の特別な対応について

平素より、本市の介護保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の軽度者申請の運用変更に伴い、4月より現在利用している特殊寝台及び特殊寝台付属品以外の例外給付の対象種目についても申請の提出をお願いすることとなりました。（認定調査票の結果を用いて利用している方を除く）

この変更に伴い、以下の対応をとることとなりました。

①4月1日から6月30日までの期間の間に提出していただいた申請については利用開始日を4月1日まで遡ることを認める。（医師の所見等を取得→サービス担当者会議で必要性を確認するという順番は守ってください、順番が逆の場合はもう一度サービス担当者会議を開催する必要があります。）

②医師の所見について旧書式での提出も認める。（それ以外の書式については新書式の利用をお願いいたします。）

この期間以降の提出については通常通りの運用といたします。上記の対応は行いませんのでご注意ください。

以上となります。今後も介護保険事業の推進にご協力賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
介護保険課 介護給付係
TEL:042-514-8519
E-mail: kaigo@city.hino.lg.jp